

# 平成31年度 部活動の基本方針

宇都宮市立陽北中学校

## 1 部活動の目的

- (1) スポーツ・科学・文化・芸術等に親しみ、生徒同士が協力し目標をもって活動することの楽しさや喜びを味わう。
- (2) 生徒同士が互いに教えあったり励まし合ったりすることで、自主性や社会性を育てたり、互いを思いやる心やよりよい人間関係を育む。
- (3) (1)、(2)を通して、生徒が自主的に豊かで充実した学校生活を創造する。

## 2 本年度の部活動

運動部	陸上競技 (男子・女子)
野球	柔道 (男子・女子)
サッカー	剣道 (男子・女子)
ソフトテニス (男子・女子)	
バスケットボール (男子・女子)	文化部
バレーボール (女子)	吹奏楽
バドミントン (男子・女子)	美術
卓球 (男子・女子)	科学

※生徒の希望がある場合、大会のみ参加 (体操、新体操、水泳など)

## 3 活動計画

- (1) 毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。また、活動計画については、職員室前に掲示する。
- (2) 毎月の活動計画や大会・コンクール等の開催予定などを、事前に生徒・保護者に伝える。

## 4 活動時間及び日数

### (1) 朝の活動

7:00～7:45

(確認事項)

- ・集合時間については、著しく早くならないこと。
- ・開始時間より前に活動をしないこと。
- ・終了時刻を守るとともに、8:10には着替えを済ませて教室で着席していること。

※実施する場合には、生徒の健康や生活リズムを配慮する。

### (2) 放課後の活動

期 間	終了時間	下校時間
4月～新人大会	18:15	18:30
夏季休業中	※各部活動の計画による	
新人大会～10月	17:45	18:00
11月	17:15	17:30
12月	16:45	17:00
1月	17:15	17:30
2～3月	17:45	18:00

### (3) 活動時間及び休養日

#### ① 活動時間

- ア) 1日の活動時間は、長くとも平日で2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- イ) 朝練習を行う場合には、部活動顧問は季節や生徒の通学時間などを考慮しながら、目的を持って短時間で効果的に実施できる計画を立て、生徒の健康、学校生活や授業に支障のない範囲で実施する。
- ウ) 練習試合や合同練習会等で基準の活動時間を超えて活動する場合には、生徒の健康管理に十分な配慮をし、休憩時間を適切に設定するとともに、必ず別の日の活動時間を調整する。

#### ② 休養日の設定

- ア) 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を振り替える）。
- イ) 大会・コンクール前において、基準どおりに休養日が確保できない場合には、その前後に代替の休養日を確保し、生徒の身体的な疲労などに留意して、長期間連続して活動することがないようにする。

### (4) 長期休業中の活動について

- ・長期休業中も、「(3) 活動時間及び休養日」と同様とする。
- ・生徒が十分な休養を取るとともに、家族との関わりをもつ時間等が作れるよう、ある程度の連続した休養日を設ける。

### (5) その他

- ・中間テストの3日前及び期末テストの4日前（週末や祝日を含む）は部活動を行わない。ただし、大会等がある場合にはその都度検討する。
- ・水曜日は部活動を行わない。ただし、体育館を活動場所とする部活動については、体育館使用計画により活動を行う場合がある。その場合は休養日を振り替える。
- ・大会日程の関係や、活動が季節や天候に関わる部活動については、生徒の健康、学校生活や授業に支障のないよう活動時間や休養日を調整する等、他の部活動と活動時間の著しい差異が生じないように工夫する。

## 5 指導にあたって

### (1) 活動内容

- ・発達段階や体力、技能等に応じて活動内容を配慮する。
- ・部員一人一人の個性をしっかりと見極め、長所を伸ばす工夫をする。

### (2) 事故防止及び健康管理

- ・施設・設備の点検を行うとともに、生徒にも安全に活動するよう指導し、事故の未然防止に努める。
- ・環境条件（天候、気温など）について、十分安全に配慮した練習内容や活動時間とする。特に、熱中症について予防対策を徹底し、発生が疑われる際には適切に対応する。
- ・常に生徒の心身の状況などの健康観察を行い、適切に対応する。

### (3) 体罰の防止

- ・勝利至上主義に陥らないよう留意し、体罰など力に頼った指導は絶対に行わない。

### (4) 外部指導者の活用

- ・外部指導者を活用する際には、外部指導者が学校の方針に従って指導を担えるよう、練習計画の

相談や連絡、生徒に関する情報交換等、顧問との協働体制を密にする。

(5) 大会や発表会等への適切な参加

- ・適切かつ確実な生徒引率を行う。
- ・交通手段は、原則として公共交通機関を利用し、保護者の負担が大きくなりすぎないように配慮する。

(6) その他

- ・個人で使用する物品については、高額なものを勧めることがないようにする。また、家庭の経済状況により購入が困難な場合には、学校や各部が所有する物品を貸し出す等の配慮をする。
- ・保護者会費や部費、大会参加費や交通費などの部活動の運営に係る経費について、保護者と協議し経済的負担が過重にならないようにする。

## 6 部活動の入部・退部

(1) 入部

ア 1年生の加入の手順

- ①各部生徒代表による部活動紹介を聞く。
- ②部活動見学及び仮入部をする。
- ③担任に入部届を提出する。
- ④担任は確認後、部活動顧問に提出する。

イ 2・3年生の加入の手順

- ①担任に入部届を提出する。
- ②担任は確認後、部活動顧問へ提出する。

(2) 退部

退部を希望する生徒は、担任、部活動顧問と相談した後に、退部届を受け取り、担任と保護者の承諾を受け、退部届を顧問に提出する。

## 7 部活動の創部・廃部

(1) 創部

- ①下記設置種目の①～④のいずれかの条件を満たしていること。
- ②団体種目の場合、入部を希望する生徒が継続して大会参加可能な人数（大会等がない場合は活動可能な人数）を確保できる見込みがある場合
- ③大会引率を伴う場合は、複数の顧問教諭が長期的に確保できる見込みがある場合。

《設置種目について》

- ①栃木県中学校体育連盟に専門部が設置されている種目。
- ②栃木県中学校文化連盟主催のコンクール・芸術祭などにおいて活動機会があるもの。
- ③地域に専門的な知識や技能を有する指導者がおり、長期的に継続して外部指導者としての協力が得られるもの
- ④生徒や顧問教員に専門的な知識や技能がなくても、生徒の自主的な取り組みにより活動が可能なもの。

(2) 廃部

- ①大会等がある場合、2年間連続して大会に参加できない状況が続いた場合。
- ②大会等がない場合は、1年以上活動が困難な状況が続いた場合。
- ③顧問教員の不足や減少により、部活動運営が困難になった場合。